

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 20 日（火）第3248号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                           |              |   |
|---------------------------|--------------|---|
| ○県営土地改良事業の計画の変更           | （農地整備課取扱い）   | 1 |
| ○基本測量の実施                  | （監理課取扱い）     | 1 |
| ○都市公園の供用の開始               | （都市計画課取扱い）   | 1 |
| ○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧     | （都市計画課取扱い）   | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （大隅地域振興局取扱い） | 2 |
| <b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>  |              |   |
| ○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）      | （選挙管理委員会取扱い） | 2 |
| <b>公 安 委 員 会 告 示</b>      |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示             | （生活安全企画課取扱い） | 4 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第886号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（区画整理）野井倉下段地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 9 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 9 月 21 日から同年10月20日まで
- 3 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務水産課

## 鹿児島県告示第887号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業の期間 平成28年10月28日から平成29年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，垂水市，奄美市，大和村，宇検村及び瀬戸内町

## 鹿児島県告示第888号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を

開始する。

平成28年 9 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 名称 北薩広域公園
- 2 位置 薩摩郡さつま町
- 3 区域 別紙図面のとおり

(「別紙図面」は省略し、鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 供用開始の期日 平成28年10月14日

**鹿児島県告示第889号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画公園
  - (2) 名称 7・4・2号武岡公園
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**大隅地域振興局告示第20号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 9 月 20 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスひまわりハウス	鹿屋市旭原3598-8ローサヒルズE棟	株式会社優寿	鹿屋市新栄町2番14号	前迫 学	平成28年9月1日	放課後等デイサービス
ことぶき太陽の子	鹿屋市寿五丁目488番地9	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	郷原 建樹	平成28年9月1日	保育所等訪問支援

**選挙管理委員会告示**

**鹿児島県選挙管理委員会告示第50号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成28年6月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第13号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成28年 9 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に	27,793

要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,702
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 150,341
	鹿屋市・垂水市区 32,892
	枕崎市区 6,341
	阿久根市・出水郡区 9,252
	出水市区 14,988
	指宿市区 12,017
	西之表市・熊毛郡区 12,053
	薩摩川内市区 26,723
	日置市区 13,920
	曾於市区 10,915
	霧島市・始良郡区 37,287
	いちき串木野市区 8,211
	南さつま市区 10,148
	志布志市・曾於郡区 12,901
	奄美市区 13,826
	南九州市区 10,509
伊佐市区 7,840	
始良市区 21,061	
薩摩郡区 6,387	
肝属郡区 11,198	
大島郡区 17,395	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,702
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第98号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年9月20日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR花の慶次X～雲のかなたに～ L2-V	株式会社ニューギン	6P0934
ぱちんこ遊技機	CR餃子の王将3 6000S	豊丸産業株式会社	6P0980
ぱちんこ遊技機	CRドロンボーMTA	株式会社サンスリー	6P0855
ぱちんこ遊技機	CR大海物語スペシャルMTE1 4	株式会社三洋物産	6P0836
ぱちんこ遊技機	CRスーパーロボット大戦OGQ TA	サミー株式会社	6P0940
ぱちんこ遊技機	CRモンスターハンター4FA	サミー株式会社	6P0986